

※注意※

下記は契約締結案となります。受注者と調整し事業期間までに締結を進めます。

(総則)

第1条 発注者（以下「甲」という。）及び受注者（以下「乙」という。）は、頭書の業務委託契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別紙仕様書に基づきこれを履行しなければならない。

2 仕様書に明記されていないもの、又は示されていても疑問があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

(契約の更新)

第2条 乙は、広告の運用状況や運用方法の提案・サポート等を勘案して支障がないと甲が判断する場合は、当初甲が設定した仕様を変更しないことを前提として、同一の条件で当初契約から3年を限度に1年毎に契約を更新することができる。

(契約の保証)

第3条 乙は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の110に相当する金額の100分の10に相当する金額を契約保証金として納めるものとする。

ただし、契約保証金の納付は次の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

(1) 契約保証金に代わる担保となる甲が認めた有価証券等の提供。

(2) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関等の保証。

2 前項の規定に係わらず次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

(1) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結。

(2) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証。

(3) この契約にかかる入札日から過去2年間に、地方公共団体又は甲と種類及び規模をほぼ同じくする委託業務を、入札日から過去2年間に於いて2回以上にわたり、これをすべて誠実に履行したことを証する書類の添付された契約保証金免除申請があったとき。

3 第2項第1号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

4 委託金額の変更があった場合には、契約保証金を変更後の契約金額の100分の110に相当する金額の100分の10に達するまで、甲は契約保証金の増額を請求することができ、乙は契約保証金の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第4条 乙はこの契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第5条 乙は、業務の全部を一括して、又は甲が仕様書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、書面により甲の承諾を得

なければならない。ただし、甲が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするとき

は、この限りでない。

3 前項の規定により業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとする場合において、乙は、大阪府又

は甲の指名停止・入札参加停止措置及び入札参加除外措置を受けている者に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。

4 甲は、乙に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を

請求することができる。

5 乙は、第2項の規定により、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせたときは、その第三者が大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する。

暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、甲に提出しなければならない。

6 乙が、大阪府又は甲の入札参加除外措置を受けた者に該当する者を受任者若しくは下請負人としていた場合は、甲は乙に対して、当該契約の解除を求めることができる。

7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、乙が負うものとする。

（履行報告）

第6条 甲は、乙に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

（仕様書等の変更）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認めるときは、履行期間若しくは委託金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（第三者に及ぼした損害）

第8条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額のうち、甲の指示等、甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が、甲の帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（資料の提示）

第9条 乙は、甲に対して本業務の処理に必要な資料の提出を求めることができる。

2 乙は、前項の資料のうち甲から返還を請求されない資料は、乙において焼却等の方法により確実に処分しなければならない。

(委託金額の支払)

第10条 甲は、乙から業務完了の報告を受けてから5営業日以内に通知がない場合には、適正に業務が完了したものとみなす。

2 乙は、甲が仕様書等に沿って適正に業務を完了したと認めたときは、委託代金の支払を請求することができる。

3 甲は、第2前項の規定による請求を受けたときは、請求を受けた日から40日以内に委託代金を支払わなければならない。

(解除権の行使事由)

第11条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当し、相当期間を定めてなした催告後も、該当事項が是正されない場合は、契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 乙の責めに帰すべき理由により、履行期限内に業務を完了しないと明らかに認められるとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(4) 乙が第3項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(5) 第5条第6項の規定により甲から契約の解除を求められた場合において、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項に規定する場合のほか、甲は、業務が完了するまでの間、必要があるときは、契約を解除することができる。

3 乙は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第7条の規定により仕様書を変更したため委託金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 甲が正当な理由なく契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となったとき。

第11条の2 甲は、この契約に関し、乙が、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。

(2) 独占禁止法第7条第1項若しくは同条第2項(同法第8条の2第2項及び同法第20条第2項において準用する場合を含む。)、同法第8条の2第1項若しくは同条第3項、同法第17条の2又は同法第20条第1項の規定による排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を受けたとき。

(3) 独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を受けたとき、又は同法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同条第7項の規定により納付命令を受けなかったとき。

(4) 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法198条又は独占禁止法第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法(昭和23年第131号)第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)

(5) 大阪府住宅供給公社の競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。

(6) 第5条の規定に違反したとき。

第11条の3 甲は、乙が、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）を代表するものをいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であることが認められるとき。

(2) 役員等又は経営に事実上参加している者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。

(4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 第5条第2項の規定により業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときの契約にあたり、その相手方が第1号から第4号に規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

2 乙は、前項の規定によりこの契約が解除されたときは、違約金として委託金額の100分の5に相当する金額を

甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、甲は、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(かし担保)

第12条 甲は、第10条に定める検査完了後1ヶ月の間に広告物に品質不良等のかしがあることが発見されたときは、乙に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 第1項の規定は、広告物のかしが仕様書の記載内容、甲の指示等の性状により生じたものであるときは、適用しない。ただし、乙がその記載内容、指示等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(特許権等の使用)

第13条 乙は、業務の履行上、特許権等法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている手法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。なお、その場合、当該権利を保有する第三者から連絡があったときには、甲は、乙にすみやかに書面でその旨を通知し、当該第三者との交渉をすべて乙に委託するとともに、乙の防御のために必要な援助を行うものとする。

(秘密の保持)

第14条 甲または乙は、本業務を行う上で相手方が秘密として指定の上で開示した情報を他人に漏らしてはならない。

2 乙は、甲の承諾なく、成果物等を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。

(疑義等の決定)

第15条 この契約書に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、必要に応じて、甲乙協議の上、これを定める。